

## 麻酔科認定病院 代表専門医の定義変更について

公益社団法人日本麻酔科学会

理事長 小坂橋 俊哉

教育委員長 中塚 秀輝

謹啓 「麻酔科認定病院に関する内規」が2019年11月29日に改定となり、麻酔科認定病院の代表専門医の定義が下記の通り変更されております。前年の更新時期での検討、決定に至らなかった点、また決定時に十分な周知に至らなかったことに関してお詫び申し上げますとともに、変更内容と検討背景、ならびに救済措置について下記の通りご案内いたします。

### 記

#### 【変更内容】

「麻酔科認定病院に関する内規」

#### 第2条

(2) 麻酔科（部門）の責任者は麻酔部門の長であり、**常勤の学会専門医、または学会指導医、または学会認定医を持つ機構専門医であること**

この変更により、代表専門医となる方は、専門医もしくは指導医の資格が必要になります。ただし、機構専門医資格のみでは代表専門医にご就任頂けません。機構専門医が代表専門医になるためには、学会認定医、もしくは認定指導医の何れかの資格が合わせて必要となります。

※学会専門医（2023年度迄）・認定指導医のみを保有されている方は、何れかの資格をお持ちであれば代表専門医になることは可能です。

#### 【検討背景】

日本専門医機構は機構専門医の審査を日本麻酔科学会に付託しているため、1次審査は学会が委託されて行い、最終の審査と認定（登録）は専門医機構で実施しております。また、学会が認定した施設において専門研修プログラムを実施することを機構専門医の整備指針で決定しております。このように機構専門医は日本専門医機構認定となりますが、一方で認定病院、学会認定医、認定指導医は日本麻酔科学会で審査・認定となり、認定機関が別の機関となったことが理由です。認定病院は麻酔科学会の管理下にあるため、従来通り学会資格である専門医（2023年度迄）、あるいは指導医の認定資格を持っていたものを代表専門医とすることを決定し、内規に反映致しました。

学会認定医、認定指導医の申請（再認定）は要件を緩和し、申請手続きも比較的簡易となるよう、現在も一部申請フォームなどを検討・対応中です。

**【救済措置】**

2019年度更新申請期間に本決定に至らず、同時更新の機会損失となったことを考慮し、現在麻酔科認定病院の代表専門医に就任されている方は、今年度は機構専門医のみでも認められます。ただし、2020年度中に必要な学会認定資格（学会認定医の再認定、もしくは認定指導医新規）の申請手続きを行っていただきますようお願い致します。

また、学会認定医、ならびに認定指導医については、認定期間内であればいつでも申請することが可能となりました。これにより、機構専門医更新と更新年度を揃えることも可能となりますことをあわせてご案内申し上げます。

以上

皆様にはお手数をおかけし大変恐縮ではございますが、何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

認定医・指導医の申請に関しては下記のページをご参照ください。

[【学会認定医 新規・再認定】](#)

[【認定指導医 新規】](#)